

報道資料



令和7年10月31日

【件名】

懲戒処分について

【内容】

令和7年10月31日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

項目	内 容
被処分職員	産業経済部都市整備課 会計年度任用職員 60歳代
処分内容	戒告
処分の理由	<p>令和7年7月31日午後3時10分頃、都市整備課の会計年度任用職員が、魚野川桜づつみ公園を乗用草刈機で草刈作業を行っていたところ、草刈機の刃が石に接触して石が飛び、付近を歩行していた中学生の右ふくらはぎ付近に当たり、当たった個所から出血する事故を発生させたもの。</p> <p>このことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、地方公務員法第29条第1項第3号の規定により処分する。</p>

市長のコメント

このたびの草刈作業中に発生した事故につきましては、極めて遺憾であり、負傷された方に心より深くお詫び申し上げます。

このような事故の再発防止に向け、改めて職員に対し、作業中の安全管理を徹底することを指導し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

＜お問合せ先＞

魚沼市総務政策部 総務人事課長 浅井

電話 025-792-9203